

東南アジア・オセアニア地域 税務ニュース

2026年1月号 | Volume 50

目次

01	新年のご挨拶	p.1
02	今月のハイライト	p.2
03	各国税務ニュース(2026年1月10日時点)	p.3-7
	シンガポール タイ オーストラリア ベトナム	
	マレーシア フィリピン インドネシア	
04	セミナー情報	p.8
05	各国問い合わせ先	p.9

新年のご挨拶

PwC Japan グループ 日本企業支援ネットワーク 東南アジア・オセアニア地域
税務共同統括責任者 神保 真人、菅原 竜二



新年あけましておめでとうございます。2025年を通じて、東南アジア・オセアニア各国では景気の回復基調を背景に税収確保を優先課題とする税務当局の姿勢が一段と明確になり、税務調査等が活発に行われました。また、各国で税務法令、通達等の制度見直しも頻繁に実施された他、電子インボイス等の税務行政の電子化が順次拡張する動きも続いており、各国での税務コンプライアンス遵守に向けた態勢の整備・更新が一層重要となります。以上を踏まえると、2026年も引き続き現地日系企業の皆さまの税務実務の負担と不確実性が増す局面が想定されます。

国際課税に関しては、グローバル・ミニマム課税の運用が本格化し、2025年に一定の国で導入・運用が始まった国内ミニマム課税(QDMTT)等の初年度対応から、2026年は同制度運用の定着・検証の段階に移行していくことが想定されます。各国でのガイダンスや国内法の改訂・細則整備が継続する中で、求められる対応の検証・確認、会計・税務データの整備、さらにはグループ全体の実効税率に与える影響を引き続き検討していくことが必要です。

さらに昨年は米国での関税の強化等の流れに伴い新たな税務論点も生じてきており、関税を含む各国の税務動向の把握と、より広い視野での外部の税務アドバイスの活用が求められることになるでしょう。私たち PwC Japan グループの 東南アジア・オセアニア税務チームは、2026年も地域横断の情報連携と最新動向の把握に基づく実務に即したアドバイスを通じて、皆さまの税務業務の支援に全力で取り組んでまいります。本年も変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

今月のハイライト

1. シンガポール内国歳入庁は 2025 年 12 月 31 日にグローバル・ミニマム課税に関する登録手続きの詳細を公表しました。この登録手続きはオンラインで行うものとされており、その場合の登録フォームも公開されています。オンラインによる提出は 2026 年 5 月ごろに開始される予定です。
2. タイ財務省は 2025 年 11 月 18 日にトップアップ税に関する緊急勅令に基づく通達を公布しました。本通達は、トップアップ税の算定に用いる実質ベースの所得除外額の割合を定めており、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。
3. オーストラリア税務局(ATO)はグローバル・ミニマム課税の移行期間に係る CBC セーフハーバーの概要や適用の要件などについてのガイダンスを発表しました。本セーフハーバーは移行期間内の会計年度(2026 年 12 月 31 日までに開始)に選択適用が可能です。
4. ベトナム政府は 2025 年法人所得税(CIT)法の運用を定める新政令を発行しました。本政令には、非課税利益、収益認識、海外投資からの利益、損金算入・不算入費用に関する詳細な規定が含まれている他、法人所得税の優遇措置に関する大幅な見直しなどが盛り込まれています。この新政令は 2025 年 12 月 15 日に施行され、2025 年度以降の課税年度に適用されます。
5. マレーシア内国歳入庁は 2025 年 12 月に電子インボイスのコンプライアンス・レビュー・フレームワークを公表しました。コンプライアンス・レビューは、内国歳入庁が納税者の電子インボイスに係る税法上の義務の遵守状況を確認するためのもので、本フレームワークでは、レビュー先の選定方法、レビュー開始にあたっての通知方法、レビューの手法などが説明されています。

シンガポール



グローバル・ミニマム課税に係る登録手続きの公表

シンガポール国内歳入庁(IRAS)は2025年12月31日にグローバル・ミニマム課税(GloBE)に関する登録手続きの詳細を公表しました。この登録手続きはオンラインで行うものとされており、その場合の登録フォームも公開されています。オンラインによる提出は2026年5月ごろに開始される予定です。なお、登録に必要となる主な情報としては、下記のものが挙げられています。

- シンガポールに居住する構成会社等(シンガポール支店やJVなどを含む)の納税者番号(TIN)
- シンガポールの構成会社等のうち、2021年11月30日以降に税務上の居住地をシンガポールから他の国・地域に変更した場合は、①TIN、②税務上の居住地国および③居住地国の変更日
- 国内トップアップ税(DTT)申告会社およびGloBE情報申告会社となるシンガポールの構成会社等(1社)のTIN、会社名称、担当者の氏名・役職・連絡先
- シンガポールにおけるGloBEルールの適用初年度となる企業グループの事業年度の開始日および終了日

また、IRASは2025年12月31日にグローバル・ミニマム課税に係るアドミニストラティブ法令を公布しており、シンガポールに所在する恒久的施設であり、外国法人の支店として一定の要件を満たすものが「designated local GIR filing entity(GloBE情報申告の国内申告主体)」として認められることが明文化されました。

2025年所得税法の公布

IRASは2025年12月8日に所得税の改正法を公布しました。この改正法には2025年度予算案による税制改正の他、予算案には含まれていなかった改正も盛り込まれています。予算案に含まれていなかった改正項目のうち主要なものとして下記が挙げられています。

- グリーン証明書/クレジットに関する新たな控除
- 信託やパートナーシップが関与する取引における関連当事者の特定ルールの設定

予算案に関する税制改正の情報については、[Tax Bulletin](#)をご参照ください。

移転価格ガイドライン(第8版)の公表

IRASは2025年11月19日に、移転価格ガイドライン第8版を公表しました。第8版において新たに導入された規定として、主に以下が挙げられます。

- シンガポール国内での関連者間貸付(貸手および借手の双方が貸付・借入業でない場合)に関し、IRASは原則として移転価格調整を行わないことを明確化しました
- 簡素化・合理化アプローチ(いわゆる「利益B」)につき、2026年1月1日～2028年12月31日を対象として試験的に実施されます

本ガイドラインの詳細につきましては、こちらの[Tax Alert](#)をご参照ください。

その他のシンガポール税制の動向

上記の他、以下の改正等が行われています。詳細は[Tax News](#)をご参照ください。

- 手数料支払機関による収入情報提出に関する新たな[e-Tax Guide](#)の公表
- 外国法人の分類に関する[ウェブページ](#)の追加
- 「InvoiceNow」の導入に関する[ベストプラクティスガイド](#)の公表
- 物品・サービス税(GST)に関する各種アップデート



改訂版 VAT 申告書様式の適用

タイ歳入局は、付加価値税(VAT)申告書である PP30(Phor Phor 30)およびその添付書類における大幅な改訂を公表しました。改訂後の申告書および添付書類は 2026 年 3 月 1 日以降、関連する全ての申告に適用されます。

トップアップ税勅令に基づく補足定義の追加

2025 年 10 月 21 日、タイ歳入局は「トップアップ税に関する緊急勅令 B.E. 2567(2024 年)」に関する歳入局長通達(以下「DGN」)を 3 通公布しました。いずれの通達も、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度のトップアップ税の算定に適用されます。

1. DGN 第 1 号-容認される財務会計基準の定義
2. DGN 第 2 号-対象租税に含まれない還付可能な配当課税(Refundable Dividend Taxes)の定義
3. DGN 第 3 号-フロースルー事業体の定義および複数国で事業を行う事業体または特定の属性を有する事業体の GloBE 所在地国の判定規則

国内観光支援策に基づく所得控除

政府は 2025 年 11 月 19 日、タイの観光産業復興を目的に、個人所得税の所得控除の詳細を定めた省令第 401 号を公布しました。本施策は、訪問者数が比較的少ない二次的観光県に重点を置いており、個人納税者は 2025 年 10 月 29 日から 2025 年 12 月 15 日までの間にタイ国内の宿泊施設および飲食サービスに支出した金額について、最大 20,000 バーツの個人所得税の所得控除を申請することができます。

所得控除対象の寄附金における電子寄附システム利用の義務化

2025 年 11 月 21 日、所得税および付加価値税に関する財務省通達第 855 号および第 856 号が公布されました。これらは各通達第 2 号および第 704 号を改正するものであり、所得控除を目的とした寺院または慈善団体への寄附は、電子寄附システムを通じて行う必要があります。

トップアップ税勅令に基づく実質ベースの所得除外に経過措置を導入

2025 年 11 月 18 日、タイ財務省は、トップアップ税に関する緊急勅令(B.E. 2567(2024 年))に基づく通達第 1 号を公布しました。本通達は、トップアップ税の算定に用いる実質ベースの所得除外額の割合を定めており、2025 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されます。



Monthly Tax Update December

ペイデー・スーパー制度の法制化

2026年7月1日に開始。雇用主は「適格報酬」の発生日後7営業日以内に年金拠出が必要となり、関連法にも広範な改正が行われました。ATOは対象支払いや支払時期・方法に関するガイダンスを公開しています。

公開 CBC 報告のドラフト・ガイダンス

2024年7月1日以後開始の期間から特定の大規模グループにCBC報告の公開開示を義務付けました。ATOは作成手引きとXMLスキーマを示し、実務的な準備指針を提供しました(意見募集は2025年11月28日締切)。

ピラー2・CBC セーフハーバーのガイダンス

移行期間に係るCBCセーフハーバーの概要や適用の要件などについてのガイダンスを発表しました。移行期間内の会計年度(2026年12月31日までに開始)に選択適用が可能です。

ピラー2 法制的改正に関する意見募集

OECDガイダンスとの整合を目的に、軽課税所得ルール(UTPR)の適用明確化、QDMTTの微修正、その他ルールの明確化を提案しました。施行後は2024年1月1日以後開始の年度に適用(意見募集は2025年11月21日締切)されます。

APA 実務声明 PS LA 2015/4 の更新

移転価格事前確認(APA)のプロセスについて、2023年に行われたレビューとプロセス改善の提案を反映。意思決定の透明性、ガバナンス、付随する論点の取り扱いなどが現行方針に沿って明確化・更新されました。



税関関連違反への罰則に関する新規則案

10月、財政省は税関における行政違反に関して、現行の政令128/2020に置き換える政令案を公表しました。政令案の主な変更点は、罰則対象となる税関違反の範囲の拡大、納税義務に影響しない誤りに対する罰則の撤廃、軽減または加重事由がある場合の罰則水準適用ルールの変更、適用される法令文書に関するルールの整合化です。

日次・月次での一括電子インボイス発行

政府は特定のサービスについて、1日または月末に合算した電子インボイスを発行できるようにする決議案を公表しました。現行の規定では、銀行や証券などの一部のサービス提供者は取引ごとにインボイスを発行する必要があり、運用上の困難に直面しています。この決議は署名後ただちに施行される見込みで、政令70/2025の施行日(2025年6月1日)から合算電子インボイスの発行が認められる予定です。これは、企業が直面する課題の解決を目指すものです。

半導体・デジタル技術産業向けの中古生産ライン・設備・機械・工具の輸入に関する新ルール

11月14日、科学技術省は通達第30/2025/TT-BKHCNを発行し、2026年1月1日施行のデジタル産業法の一部規定に関するガイダンスを示しました。通達は、中古の生産ライン、設備、機械、工具の輸入に関する基準を定めており、2026年1月1日に施行されます。

新個人所得税法

12月10日、国会は新個人所得税法(PIT法)を承認しました。新PIT法は、税率区分、税率およびさまざまな控除に関する変更を含め、ベトナムの個人所得税制度に大幅な変更をもたらします。新PIT法は、2026年7月1日に施行される予定ですが、給与・事業活動に関する特定の規定は、2026年1月1日に早期に適用されます。新たな規定の詳細に関する政令および通達の発行が期待されています。

ベトナムにおけるキャピタルゲイン税

12月15日、政府は新しい法人所得税法の実施を定める政令320/2025/ND-CPを発行しました。現在、この新政令に関するガイダンスの発行を待っています。

2025年CITに関する新ルールの発行

政府は、2025年CIT法の運用を定める新政令を発行しました。この新政令は署名日(2025年12月15日)から施行され、2025年度以降の課税年度に適用されます。

本政令は、非課税利益、収益認識、海外投資からの利益、損金算入・不算入費用に関する詳細な規定を設けています。法人所得税の優遇措置は大幅に見直され、「特別」優遇の内容、優遇対象地域の定義、拡張プロジェクトの要件などが変更されました。さらに、デジタル恒久的施設(デジタルPE)、環境配慮型(グリーン)活動、研究開発(R&D)の控除、GloBEルールとの整合など、複数の新しい概念や優遇措置が導入されています。

経過措置により、納税者は2025年から適用可能な制度をある程度柔軟に選択できるようになり、既存の優遇措置と繰越欠損金の取り扱いが明確化されています。

2026年2月1日施行の新たな通関手続

12月18日、財政省は、税関手続、検査・監督、輸出入関税、輸出入貨物の管理を規定する通達38/2015および通達39/2018の改正となる、通達121/2025/TT-BTCを発行しました。この新通達は、7月に発効された法律第90/2025/QH15および政令167/2025で導入された変更を反映しています。通達121は2026年2月1日から施行されます。

マレーシア



電子インボイスのコンプライアンス・レビュー・フレームワークの公表

内国歳入庁は、2025年12月に電子インボイスのコンプライアンス・レビュー・フレームワークを公表しました。コンプライアンス・レビューは、内国歳入庁が納税者の電子インボイスに係る税法上の義務の遵守状況を確認するためのもので、本フレームワークでは、レビュー先の選定方法、レビュー開始にあたっての通知方法、レビューの手法などが説明されています。コンプライアンス・レビューは原則として納税者の事業所において行われ、関連資料の確認やインタビューなどを通して実施されます。

印紙税の申告内容の誤りに対する罰則の免除

2026年1月1日から申告納税制度に移行する印紙税について、内国歳入庁は2025年12月のメディアリリースにおいて、2026年1月1日から2026年12月31日までに提出される印紙税申告書については、申告内容の誤りに対する罰則を免除する旨を公表しました。

フィリピン

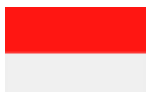


税務調査とその他のフィールドオペレーションの一時停止

内国歳入庁(BIR)は2025年11月24日に税務通達(RMC No. 107-2025)を公表しました。現在進行中の全ての税務調査およびフィールドオペレーション業務(Letter of Authority: LOA、税務調査開始の通知)、Mission Order(MO)の発行、納税者の帳簿・記録の調査・検証などについて、BIR長官が解除するまでの間、一時的に停止するとし、公表後即日適用されています。

RMC No.107-2025は一時停止の理由として、納税者、ステークホルダーから税務調査に関する数多くの苦情が寄せられていることを挙げています。このことから、BIRは税務調査業務の健全性を確保するために、既存の方針と税務調査手続きの包括的なレビューを行い、潜在的な職権濫用や制度上の欠陥を改め、BIRの税務調査プロセスの信頼性を強化すると述べています。

インドネシア



松やにおよび特定の金製品を輸出関税の対象品目に追加

インドネシア財務大臣はPMK-68 および PMK-80 を発行し、松やにおよび特定の金製品を輸出関税の対象品目リストに追加しました。PMK-68 および PMK-80 では、輸出関税は輸出価格に対する割合(従価税)で計算されると規定しています。

戦略的アウトソーシングによる税務の複雑化と人材不足への対応ー生成 AI 活用の潮流と取り組みー

本セミナーでは、企業の内部リソース(インソーシング)と、外部専門家のリソース(アウトソーシング)を戦略的に組み合わせることで、業務の全体最適化を促進するサービス、Tax Transformation Acceleratorをご紹介します。また、業務効率化やナレッジ、ノウハウの蓄積において必須となる生成 AI に関しても、経理・税務部門でのトレンドや取り組みについてお話しします。

配信期間： 2025 年 7 月 24 日(木)～2026 年 6 月 30 日(火)

日豪税務コネクト – Public Country by Country Reporting

2024 年 7 月より施行された「オーストラリアのパブリック・カンントリー・バイ・カンントリー(CbC)レポーティング」制度について取り上げます。本制度は、一定規模以上の多国籍企業グループに対し、国別の税務・財務情報の公表を義務付けるものであり、日系企業の本社および豪州現地法人にとって重要な対応事項となっています。その広範な適用範囲と透明性の観点から、日本の本社およびオーストラリアの子会社の双方にとって重要なコンプライアンスかつガバナンスの課題となっています。ウェブキャストでは日本語で以下の内容を説明いたします。

- オーストラリアのパブリック・カンントリー・バイ・カンントリー(CbC)レポーティングの概要
- 公開が求められる主要な情報項目と想定されるデータソース
- 他の制度や義務(例：EU の公開 CbC 報告、OECD の非公開 CbC 報告)との主な相違点
- 日本の本社およびオーストラリア拠点の現地スタッフが取るべき実務上の対応(データ準備、ガバナンス、対外開示など)

配信期間： 2025 年 11 月 26 日(水)～

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwC インドネシア パートナー)	
PwC 税理士法人(日本)	神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融・不動産)	
PwC インドネシア	菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井 和光、深澤 直人、 濱田 孝一、井上 由貴、塩澤 祐人、浅井 広太郎、猪原匡史、 余村 裕樹	問い合わせ先： id_jbd@pwc.com
PwC タイ	魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦	問い合わせ先： th_jbd@pwc.com
PwC ベトナム	今井 慎平(カントリーリーダー)、杉本 有里、金原 悠也、 武田 勇人	問い合わせ先： vn_jbn@pwc.com
PwC フィリピン	東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔	問い合わせ先： ph_jbd@pwc.com
PwC マレーシア	杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、緩詰 真梨子	問い合わせ先： my_pwc_japandesk@pwc.com
PwC シンガポール	ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、宮尾 祥平、松本 弥生、 青地 駿一、野木 玄	問い合わせ先： sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwC オーストラリア	寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、長尾 林太郎、信夫 将	問い合わせ先： au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

<http://www.pwc.com/jp/tax-academy>

バックナンバーは、[こちらからご覧ください](#)。

PwCは、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界136カ国に364,000人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は <http://www.pwc.com> をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.